

令和2年（2020年）3月26日

市民交流センターご利用団体の皆様

西宮市市民協働推進課
西宮市市民交流センター

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市民交流センターの 臨時休館（期間延長）及び受付方法の変更について

平素は、市民交流センターをご利用いただきありがとうございます。

西宮市内在住の方が新型コロナウイルスの感染症に感染していることが確認されたことを受けて、3月5日～3月31日まで市民交流センターを臨時休館しているところですが、4月1日以降につきましても、各地でいまだ感染者数が拡大傾向にあること、感染源が特定できない例が増えてきていることなどを考慮し、4月15日まで休館期間を延長することになりましたのでお知らせいたします。なお、4月16日以降の取扱いは、4月10日頃にホームページ（市・市民交流センター）等にてお知らせする予定です。

また、当面の間、使用申請の受付方法を変更いたします。

詳細は、下記にてご確認ください。

記

1. 休館期間

令和2年3月5日（木）～令和2年4月15日（水）

※今後の感染の広がり等により、再度休館期間を延長する場合があります。

2. 休館期間中の使用料の取扱い

お支払い済の施設使用料・冷暖房使用料・調理用ガス器具使用料を全額返金いたします。対象の団体様には、市から返金に必要な書類を送付いたしますので、書類が到着しだい振込先等をご記入・押印のうえ、同封の返信用封筒にて返送いただきますようお願い申し上げます。

3. 4月16日以降の使用のキャンセルについて

新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により、4月16日以降の使用をキャンセルされる場合、お支払い済の使用料、冷暖房使用料及び調理用ガス器具使用料を全額還

付いたします。使用料の還付を希望される場合は、令和2年4月30日（木）までに市民交流センター（0798-65-2251）へご連絡ください。

4. 使用申請の受付方法の変更について

市民交流センターの開館が決定するまでの間、4月16日以降の使用に係る申請方法（使用日当日に申請する場合を除く）を以下のとおり変更します。

変更前	<ul style="list-style-type: none">・事前にセンター窓口にて、本申請（使用許可申請）と使用料の支払いを行う。・本申請を行う前に、電話又はインターネットにより仮予約を行うことも可能（貸出備品の仮予約は不可）。ただし、仮予約した日の翌日から起算して7日以内に、センター窓口にて本申請を行う必要がある。・使用日当日は、センター窓口での手続きが不要。・本申請の受付開始は、センター窓口が前月の1日から、電話とインターネットが前月の2日から。
変更後	<ul style="list-style-type: none">・事前にセンター窓口、電話、インターネットにて、仮予約を行う（貸出備品の仮予約も可能）。・仮予約の有効期間は、使用日当日までとする。・使用日の当日にセンター窓口にて、本申請（使用許可申請）と使用料の支払いを行う。・仮予約の受付開始は、センター窓口が前月の1日から、電話とインターネットが前月の2日から。 <p>※インターネットでの仮予約完了後に、「1週間以内に窓口で手続を行わなかった場合、仮予約が自動的に取消しになる。」とのメールが届きますが、当面の間、使用日の当日まで仮予約を有効とします。</p> <p>※臨時休館期間の延長により、仮予約を行った使用希望日が臨時休館となった場合、その仮予約は自動的に取り消しになります。</p>

5. その他

上記対応やお申し出の期限についてはあくまでも現時点でのものであり、今後の状況の変化に伴い、対応等が変更になる場合があります。

【お問合せ先】

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

西宮市 市民協働推進課（担当：松野・平賀）

TEL：0798-35-3764